

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第八章（略）	第一章～第八章（略）
第九章 短期入所生活介護	第九章 短期入所生活介護
第一節～第四節（略）	第一節～第四節（略）
第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第五節 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第一款～第三款（略）	第一款～第三款（略）
第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第六節 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第一款～第三款（略）	第一款～第三款（略）
第七節（略）	第七節（略）
第十章（略）	第十章（略）
第十一節～第十三節（略）	第十一節～第十三節（略）
第十四節 運営に関する基準（第百四十四条―第百五十五条）	第十四節 運営に関する基準（第百四十四条―第百五十五条）
第十五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第一款	
この節の趣旨及び基本方針（第百五十五条の二・第百五十五条の三）	
第二款 設備に関する基準（第百五十五条の四）	
第三款 運営に関する基準（第百五十五条の五―第百五十五条の十二）	
第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第一款	
この節の趣旨及び基本方針（第百五十五条の十三・第百五十五条の十四）	

（利用料等の受領） 第九十六条（略）	（利用料等の受領） 第九十六条（略）
2（略）	2（略）
3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
一・二（略）	一・二（略）
三 食事の提供に要する費用	三 食材料費
四・五（略）	四・五（略）
4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 指定通所介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（利用料等の受領） 第二百二十七条（略）	（利用料等の受領） 第二百二十七条（略）
2（略）	2（略）
3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。	3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。
一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス	一 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたも
第二款 設備に関する基準（第百五十五条の十五）	
第三款 運営に関する基準（第百五十五条の十六―第百五十五条の二十三）	
第四款 第十一節～第十三章（略）	
附則	附則

費等」という。)が利用者に支給された場合は、法第五十一条の第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の第二項第四項(法第六十一条の第二項第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者により代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の第二項第一号に規定する食費の負担限度額(限度額)を限度とする。)

二 潜在に要する費用(法第五十一条の第二項又は法第六十一条の第二項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者により支給された場合は、法第五十一条の第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(法第五十一条の第二項第四項(法第六十一条の第二項第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者により代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と

認められるもの

4) 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5) 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第五節

ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第四百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。))の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持

のを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

三 食材料費

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4) 指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第五節

小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第四百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。))の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百四十条の三 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能

並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第四百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇七 (略)

3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業

の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第四百四十条の四 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇七 (略)

3 特別養護老人ホーム等に併設される小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設小規模生活単位型事業所」という。)にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設小規模生活単位型事業所及び当該併設小規模生活単位型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「小規模生活単位型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり

所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)(をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

4 第二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット
イ 居室

(1) (2) (略)
(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) (略)

ロ ニ (略)

二 (略)

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(準用)

、かつ、当該併設小規模生活単位型事業所の利用者及び当該小規模生活単位型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該小規模生活単位型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)(を小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

4 第二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、小規模生活単位型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット
イ 居室

(1) (2) (略)
(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(4) (略)

ロ ニ (略)

二 (略)

6 前各項に規定するもののほか、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(準用)

第四百四十条の五 第二百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

第四百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 1 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者により当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額)

第四百四十条の五 第二百二十三条の規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

第四百四十条の六 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 1 (を限度とする。)
- 2 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者により当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(を限度とする。))
- 3 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 4 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 5 (略)

- 6 理美容代
- 7 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、

- 1 ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用
- 2 (略)
- 3 食材料費
- 4 理美容代
- 5 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、
文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第四百十条の七 (略)

2(4) (略)

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四百十条の八 (略)

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第四百十条の七 (略)

2(4) (略)

- 5 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。
- 6 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四百十条の八 (略)

- 2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう

な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。
ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況にに応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四百十条の九 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養

並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況にに応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況にに応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。
ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況にに応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四百十条の九 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は

、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況にに応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況にに応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百四十条の十 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・二(略)

三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五(略)

(定員の遵守)

第百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百四十条の十 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第百四十条の十一 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・二(略)

三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五(略)

(定員の遵守)

第百四十条の十二 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

第六節

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。

一 第百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条までの規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条」とあるのは「第百四十条の十一」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

第六節

一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。

以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)
第四百十条の十五 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下この章において「ユニット部分」という。)にあつては第四百十条の三に、それ以外の部分にあつては第二百十条に定めるところによる。

(設備及び備品等)
第四百十条の十六 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第四百十条の四に、それ以外の部分にあつては第二百十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(準用)
第四百十条の十七 第二百十三条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)
第四百十条の十八 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四百十条の六に、それ以外の部分にあつては第二百七条に定めるところによる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第四百十条の十九 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第四百十条の七に、それ以外の部分にあつては第二百八条に定めるところによる。

(介護)
第四百十条の二十 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第四百十条の八に、それ以外の部分にあつては第二百三十条に定めるところによる。

(食事)
第四百十条の二十一 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第四百十条の九に、それ以外の部分にあつては第二百三十一条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)
第四百十条の二十二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四百十条の十に、それ以外の部分にあつては第二百三十五条に定めるところによる。

(運営規程)
第四百十条の二十三 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・二 (略)
三 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員(第

いう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)
第四百十条の十五 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第四百十条の三に、それ以外の部分にあつては第二百十条に定めるところによる。

(設備及び備品等)
第四百十条の十六 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。)の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第四百十条の四に、それ以外の部分にあつては第二百二十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(準用)
第四百十条の十七 第二百十三条の規定は、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)
第四百十条の十八 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四百十条の六に、それ以外の部分にあつては第二百七条に定めるところによる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第四百十条の十九 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第四百十条の七に、それ以外の部分にあつては第二百八条に定めるところによる。

(介護)
第四百十条の二十 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第四百十条の八に、それ以外の部分にあつては第二百三十条に定めるところによる。

(食事)
第四百十条の二十一 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第四百十条の九に、それ以外の部分にあつては第二百三十一条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)
第四百十条の二十二 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四百十条の十に、それ以外の部分にあつては第二百三十五条に定めるところによる。

(運営規程)
第四百十条の二十三 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・二 (略)
三 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員(第